

## 綾瀬市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除した者に対し、駆除費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、<sup>まくしもく</sup>膜翅目スズメバチ科スズメバチ属のオオスズメバチ、キロスズメバチ、コガタスズメバチ、モンズズメバチ及びヒメスズメバチをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において、次に掲げるいずれかにスズメバチが営巣し、活動している敷地若しくは建物の所有者又は管理者で、駆除業者により当該巣を駆除したものとする。

- (1) 建物の軒下等にあるもの
- (2) その他日常的に人が立ち入る所にあるもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除費用（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内（100円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、補助限度額は、1件（同一敷地内に巣が2個以上あっても1件とする。）につき10,000円とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチ駆除費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に駆除前及び駆除後の写真並びに駆除業者が発行するスズメバチ駆除費用が記載された領収書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1年度において申請者1人につき1件とする。

### (申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、前条第1項に規定する領収書が発行された日から起算して30日以内とする。

### (決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による通知は、スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書（

第2号様式。以下「決定通知書」という。)によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、スズメバチ駆除費補助金交付請求書(第3号様式)に決定通知書の写しを添えて、交付決定日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

スズメバチ駆除費補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住所  
申請者 氏名  
電話 ( )

綾瀬市スズメバチ駆除費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

営巣場所	綾瀬市
巣の数	個
営巣個所	建物( ) 敷地( )
駆除業者名	
添付書類	・ 駆除前及び駆除後の写真 ・ 駆除業者が発行するスズメバチ駆除費用が記載された領収書

申請書受付番号

第2号様式（第7条関係）

スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



印

年 月 日付けで申請のありました、スズメバチ駆除費補助金の交付について、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

申請書受付番号	第	号
決定区分	交付する	交付しない
交付金額	円	
交付しない理由	<hr/>	

注意事項

補助金の請求書は、交付決定日から起算して30日以内に、この通知書の写しを添えて提出してください。

第3号様式（第8条関係）

スズメバチ駆除費補助金交付請求書

年 月 日

綾瀬市長 殿

住 所  
申請者 氏 名  
電 話 ( )

スズメバチ駆除費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金の名称	綾瀬市スズメバチ駆除費補助金			
2 補助金の交付 決定通知額	円			
3 交 付 請 求 額	円			
4 添 付 書 類	スズメバチ駆除費補助金交付決定通知書の写し			
5 口 座	フリガナ			
	口座名義人			
	金融機関名		支店名	
	預金種目		口座番号	